

学生納付特例制度は収入の少ない学生のための制度です。申請して承認されると在学中の保険料の納付が猶予され、卒業後に後払いできます。

申請は毎年必要です。3月まで承認を受けていた方で、4月以降も承認を受けようとされる場合は必ず再度申請してください。

対象となる学生は

大学・専門学校等の定められた学校に在籍し、本人の所得が一定額以下の方

申請手続きは

下記の書類等を持って、各支所住民課または市民課で手続きをしてください。

年金手帳または納付書

学生証または在学証明書(コピーも可)

印鑑

前年所得がある方は離職票または雇用保険受給資格者証をお持ちください。



承認を受けると

学生納付特例期間は、将来の年金の受給資格期間に算入されます。ただし年金額には反映されませんので10年以内に追納しましょう。なお、2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。

また、学生納付特例期間中の事故や病気等で重い障害が残ったときや死亡の場合には、障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されます。

香川社会保険事務局の電話番号が変わりました

香川社会保険事務局善通寺事務所の電話は、4月3日よりこれまでの代表電話からダイヤルイン(直通)へ変わりました。

善通寺事務所へは、ダイヤルインにより直接担当課へ電話につながります。

課名	ご相談の内容	電話番号
国民年金 業務課 保険料課	国民年金の資格についてのご相談、照会 国民年金保険料の納付・免除のご相談、照会	0877-62-1660
年金給付課	年金の請求手続き等のご相談 年金相談の予約の受付	0877-62-1661
ねんきん ダイヤル	これから年金を請求される方の請求手続き等のご相談	0570-05-1165
	現在、年金を受給している方の請求手続き等のご相談	0570-07-1165

電話の際は年金番号がわかるものをお手元にご用意ください。

ねんきんダイヤルは、お客様からの電話を全国の年金電話センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎします。通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

善通寺事務所の代表電話(0877-62-1126)は4月3日に廃止されました。

FAX番号(0877-62-8619)は変更ありません。